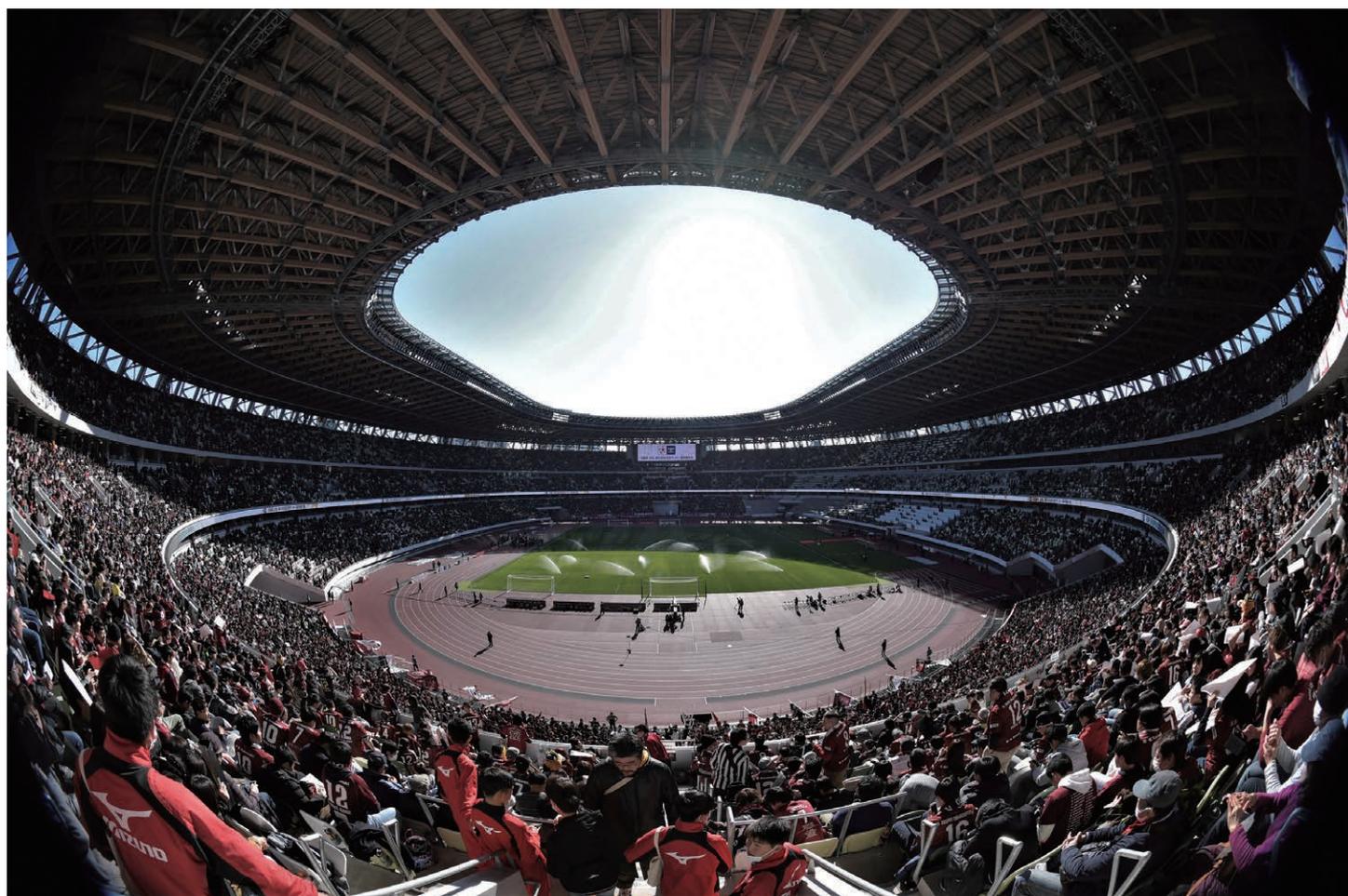


JPCA NEWS

vol. 25
September 2020

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(JSPA)

会員団体



「元旦の天皇杯サッカー / 新国立競技場」
photo:赤木真二 HJPI320910089057

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース	「授業目的公衆送信補償金制度」前倒しで施行	p2
SPECIAL REPORT / スペシャルレポート	SNSと写真の著作権(1) :フェイスブックとインスタグラム	p4
SERIES / シリーズ著作権解説	著作権の権利制限規定	p6
QUESTION / ANSWER / 一問一答	著作権フリーの写真について	p7

「授業目的公衆送信補償金制度」 前倒しで施行

2018年の改正著作権法で制定された「授業目的公衆送信補償金制度」は、予定を早めて本年4月28日から施行された。新型コロナウイルス感染症防止対策のために、休業やオンラインでの遠隔授業の実施を余儀なくされている教育機関から、煩雑な許諾作業を少なくして遠隔授業実施を円滑に進められるように制度施行を早めてほしいとの要望が高まったからである。

「授業目的公衆送信補償金制度」とは

従来から、教育機関の授業での写真等の著作物の利用は、著作権法第35条の権利制限規定により、対面授業のための複製と、対面授業と同時中継の遠隔合同授業等で公衆送信することは無許諾で可能だったが、それ以外の公衆送信（「その他の公衆送信」という）は

権利者の許諾が必要だった。しかし、これでは教育現場でICT（情報通信技術）を活用した遠隔授業等を行うことは容易ではない。そこで2018年5月に施行された改正著作権法で、公表された写真等の著作物を「その他の公衆送信」を通して利用することも、補償金を支払うことにより可能になるように改正された。その補償金制度が「授業目的公衆送信補償金制度」である。

この制度では、文化庁長官が指定する唯一の管理団体に教育機関の設置者が補償金を支払うことによって授業目的での著作物の公衆送信が「著作権者の利益を不当に害すること」がない範囲で、無許諾で行える。

文化庁の指定管理団体SARTRAS

「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正著作権法の公布の日（2018年5月25日）から3年以内に政令で定める日から施行されることになっている。そこで、日本写真著作権協会（JPCA）は他の権利者団体とともに、2019年1月に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（略称SARTRAS）を設立（別表参照）、2019年2月にSARTRASは文化庁の指定管理団体に指定された。

SARTRASは、当初予定の2021年4月からの「授業目的公衆送信補償金制度」の施行を目指し、教育関係者、有識者、権利者の三者で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催して改正著作権法の運用指針（ガイドライン）等について教育関係者と調整中だったが、新型コロナウイルス感染症が状況を一変させた。

新型コロナウイルス感染症防止対策と 制度の早期施行

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、本年2月28日から学校を一斉臨時休業させた。臨時休業終了後も、いわゆる3密を避けるため、分散登校や遠隔授業等の実施が模索され、その中で、もっと円

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS*)の社員一覧

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

*SARTRAS(サートラス):Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

滑に公衆送信を利用した授業ができるようにとの声が高まった。これを受け、3月4日に文化庁から関係団体に対し、「現行著作権法下における円滑な著作物利用のための」配慮要請がなされた。3月10日には日本教育工学会等からSARTRASに対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の速やかな施行等の要望があった。そして3月25日、文化庁からSARTRASに対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行の検討要請があった。

これを受け、4月6日にSARTRASは、本年度(令和2年度)に限り、補償金額を特例的に無償として利用開始の申請をすることを決定した。4月7日、文部科学省から「授業目的公衆送信補償金制度」を4月中に施行することが発表され、閣議決定を経て、4月28日に同制度が施行されることになった。

今後の取り組み

文化庁の施行決定発表に先立つ4月16日、「著作物

の教育利用に関する関係者フォーラム」は、教育現場での著作物の利用の運用指針である「改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)」を公表した*。

この運用指針は、新型コロナウイルス感染症防止対策として行われる遠隔授業等に対応して、当初の予定より早く施行される「授業目的公衆送信補償金制度」では、どのような利用が対象となるのか等を具体的な例を挙げて示したもので、令和2(2020)年度に限定して策定された。

今後は、SARTRASが令和3(2021)年度以降の運用指針や具体的な補償金額を「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を通して定め、文化庁長官に認可申請し、これを文化庁長官が文化審議会に諮問した上で、認可するという手続きとなる。

*<https://sartras.or.jp/unyoshishin2020/>

当たり前になった? オンライン授業

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、教育現場ではインターネットを使ったオンライン授業(遠隔授業)が急速に普及している。

小中学校などでは対面授業が復活しているものの、いまだに多くの大学では学生のキャンパスへの立ち入りが制限されていて、オンライン授業に頼らざるを得ない状況が続いており、インターネットを使った授業が当たり前になりつつある。

一口にオンライン授業といっても録画された講義ビデオを一方的に配信する簡単なものから、高品位かつセキュア(安全)な双方向WEB会議システムを使った本格的なものまで千差万別のようなだ。また、オンライン授業は「学習意欲を高めてくれる」と歓迎意見がある一方で、気軽にインターネットにアクセスできるスマホやタブレットの普及で推奨環境であるパソコンがない家庭が増えていることから、オンライン授業による教育格差も報じられている。

この急速な普及の裏側には、前記事記載のように授業目的での著作物の公衆送信が可能となる「授業目的公衆送信補償金制度」が1年前倒して実施された影響も



日藝、写真学科でオンラインで授業を行う熊切大輔氏
photo:秋元貴美子 HJPI320110003062

少なくないと思われる。本年度は無償だが、本格運用となる来年度以降には、権利者側と使用する側の双方にメリットもたらされると期待されている。

SNSと写真の著作権(1): フェイスブックとインスタグラムを例に

フェイスブックやインスタグラム等のいわゆるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に投稿する写真愛好家は多いが、投稿した写真の著作権がどうなっているかを知らない人も少なくないのではないだろうか。そこで高樹町法律事務所の桑野雄一郎弁護士にSNSと写真の著作権について解説していただいた。



桑野雄一郎氏

投稿した写真の著作権

SNSに投稿した写真の著作権は投稿後どうなるのでしょうか。

桑野 投稿者(撮影者)にあるというのが結論です。写真の著作権は、撮影した人に発生します。フェイスブック等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に、その利用規約に従って投稿する場合、利用規約の中に権利が移るとということが書いてあると権利が移ってしまうのですが、フェイスブックやインスタグラムの利用規約を見ても著作権が移るとことは書いてありません。何も書いてなければ、法律上は撮影者のものなのです。したがって、投稿した写真の著作権は、投稿者(撮影者)のものということになります。

利用規約の読み方

SNS利用規約はわかりにくいですが、写真の著作権に関してどこを読み、どう解釈したらよいのでしょうか。

桑野 フェイスブックもインスタグラムも外国で始まったので利用規約は英文を和訳したような表現がとて多くて、日本語として読んだ時にすごくわかりにくいですね。インスタグラムもフェイスブックのグループ企業なので、ほとんど同じ表現です。例としてフェイスブックの利用規約の一部を示しましたが、「利用者は・・・保有しています」というのは、著作権は利用者にあるということです。その後の表現は、要するに権利は利用者にあるけれどもフェイスブックは自由に使えますということなのです。

それはフェイスブック内ではフェイスブックが自由に使えるということですか。

桑野 それと同時に、利用規約にこの後で出てきますが、他の利用者が使うことについても、「フェイスブックの枠組みでは自由に使ってよい」と投稿者に言われたフェイスブックが他の利用者に許諾しているので、結局、他の利用者も全部使っていいということになります。つまりフェイスブックにアップされている写真をフェイスブックから抜き取って個人のホームページ等で使うと、それは著作権侵害になるのですが、フェイスブックには「シェア」等の拡散ツールがあります。フェイスブックの枠内で使っていることについてはフェイスブックが全面的に許諾を貰って、その範囲で利用者にとっていいですよと提供しているものですから、結論として、フェイスブックを介して著作権者(撮影者)が許可したことになります。

SNSの利用規約で著作権のことを確認したい場合は、Wordなどにコピーペーストして検索するといいですね。知的財産権とか著作権という言葉で検索すると該当する箇所を容易に見いだせます。「著作権を譲渡しなさい」という場合は、必ず著作権法第27条、第28条に規定する権利を含むという表現が出てきます。したがって、第27条、第28条という表現が出てきたら、著作権を譲渡するのだと考えます。逆にライセンスという言葉が出てきたときは、フェイスブック側がライセンスを受けなければ

3. Facebookに対する許可

…(略)…利用者は、Facebookまたは他のFacebookグループ企業の製品で作成およびシェアするコンテンツについて、著作権や商標権などの知的財産権を保有しています。…(略)…ただし、弊社がサービスを提供できるよう、利用者はコンテンツの利用に関する法的許可(一般的に「ライセンス」と呼ばれる)を弊社に付与していただく必要があります。第1条に記載したとおり、この利用者の許可は、弊社の製品やサービスの提供および改善のみを目的としています。具体的には、利用者が弊社の製品上で、またはこれに関連して、知的財産権の対象となっているコンテンツをシェア、投稿またはアップロードする場合、利用者は、弊社が(利用者のプライバシー設定およびアプリ設定に従って)利用者のコンテンツをホスト、使用、配信、変更、運営、複製、公演、公開、翻訳、および派生作品を作成するための非独占的、譲渡可能、サブライセンス可能、無償、かつ、全世界を対象としたライセンスを弊社に付与するものとしてます。…(略)…

フェイスブック利用規約中の著作権に関する記述例【Facebook利用規約2019年7月31日版(<https://www.facebook.com/terms.php>)より】

ばいけないのだから著作権は持っていかれるわけではないと考えていいと思います。

「シェア」などの位置づけ

SNSに投稿した写真は「シェア」(share)や「リポスト」(repost)、「埋め込み」(embed post)などのツールにより多くの人に拡散しますが、利用規約の範囲なのでしょう。また、日本の著作権法上での位置づけはどうなるのでしょうか。

桑野 やり方によるのですが、複製や公衆送信に当たります。フェイスブックのサーバーの中でコピーペーストして自分のページにするとすることは、複製して公衆送信可能にしているわけです。「埋め込み」がそうですが、自分のページを窓として、窓の向こうにある本来の投稿者の写真を見られるという場合は、今のところ著作権法では何もしていないという取り扱いになっています。したがって、「埋め込み」した人については、複製も公衆送信もしていないということで著作権侵害にはならない、というのが今のところの考え方です。

でもインスタグラムですと他の人があげた写真をリポストの時に加工したりもできます。すると加工した写真が自分のところにアップロードされるわけですから、それは複製して改変し、公衆送信するという理解になると思います。

他の人の写真を改変するとフェイスブックではなく、改変した個人の責任になるのではないのでしょうか。

桑野 そうなのですが、改変もできるように利用規約でなっていると思います。フェイスブックやインスタグラム内であればいろいろなことができちゃうわけです。それを認めるライセンスをフェイスブックに与えているからです。

投稿する写真の肖像権等の問題

投稿者(撮影者)に著作権があるとしたら、肖像権やパブリシティ権に関する問題は投稿者の責任で処理すべきなのでしょうか。

桑野 そこが大事なところで、著作権がどちらにあるかということ、肖像権やパブリシティ権の侵害になるかというのは別問題なのですね。撮影してアップロードしたの

が投稿者である以上、それが肖像権やパブリシティ権を侵害していたら、著作権がどちらにあっても投稿者が責任を問われます。フェイスブックも合わせて責任を問われる場合があるのですが、今のところプラットフォームを提供している側は、いろんな人がアップしますから事前にチェックしきれないということから、アップされた後でクレーム等が来たときに速やかに対応して削除すれば、プラットフォーム側の責任はそこまでは問われないということになっています。著作権がどちらにあるかということ、肖像権やパブリシティ権の侵害の責任はリンクしていない問題なのです。



利用規約のチェックが大切

SNS利用者として写真の著作権に関して注意することはどんな点でしょうか。

桑野 利用規約はいろいろな事情でどんどん変わっていきます。しかも自分が写真をアップした時の利用規約ではなく、最新の利用規約に縛られます。したがって、最新の利用規約をチェックしておく必要があります。バージョンアップしたときに知らせてくれるところもありますが、知らせてくれないところもあるので、写真をアップしている人はバージョンアップしたときは、どこが変わったか注意したほうがいいですね。

今の利用規約が難解で、わかり難くて、かつ内容が一方的というのは、すごく問題だと思います。利用規約は英文を和訳した感が強いので、英語のできる人は、英語版を読んだ方がよいと思います。

インタビュー：加藤雅昭／田井宏和

まとめ：田井宏和

photo:HJPI320610000334

桑野雄一郎(くわの・ゆういちろう)

(高樹町法律事務所 弁護士／東京 藝術大学講師)
1993年早稲田大学法学部卒業、1993年弁護士登録。2018年高樹町法律事務所設立。主要著書に「外国著作権法令集(46)ーロシア編ー」(公社)著作権情報センター [翻訳] (2012年)、『著作権法コンメンタル』(レクシ スネクシス・ジャパン [共著] (2013年))『出版・マンガビジネスの著作権(第2版)』(公社)著作権情報センター [共著] (2017年))

著作権の権利制限規定

写真等の著作物を著作権者以外が使用するときには許諾を必要とするのが原則だが、例外もある。それが著作権の権利制限規定である。

数年ほど前、ある写真家から「大学の入試問題に自分の写真が勝手に使われたのだが、これは著作権侵害ではないのか?」との問い合わせがありました。

大学入試問題の中で写真が使われたということですが、これは著作権の権利制限規定の一つで、「試験問題としての複製等(著作権法第36条)」は、権利者に無断で使ってもよい事例の一つです。

著作物は著作権法で保護されており、権利者に無断で利用すると著作権侵害となりますが、私的利用や教育での利用、報道、引用など「定められた条件」の下では権利者の許諾なく利用できる場合があります。これを「著作権の権利制限規定」といいますが、文化庁ホームページでは、どのような条件であれば利用できるのかについて詳しく解説されていますので参考にしてください。

冒頭の「試験問題」での利用も権利者に事前に知らせることで試験問題が漏れてしまう可能性があるため、権利者に連絡することはないと思われまます。また、無断で利用しても著作権侵害にはなりません。

では、冒頭の写真家は無断で試験問題に使用されたにもかかわらず、なぜ「勝手に使われた」ことがわかったのでしょうか? 実は、試験が終了した後、大学側から前年の試験問題集として公表するため写真家に許諾を求めたからです。

営利目的のための利用は、著作権者への一定の補償金の支払いが必要

「試験問題」での利用は著作権侵害ではありませんが、当事者である大学が問題集として公表する場合や入試問題集を販売する出版社等が利用する場合には「営利目的のための利用」にあたり、権利制限規定が適用されず、著作者である写真家の許諾が必要となります。文化庁のホームページには著作物が自由に利用できる権利制限規定の具体的な内容として下記のような例が列記されていますが、あくまでも「定められた条件」で利用できると定められていますので、どんな場合でも利

用できるものではないということに注意が必要です。

【権利制限規定の具体的な内容】

- 1.「私的使用」関係
- 2.「教育」関係
- 3.「図書館」関係
- 4.「福祉」関係
- 5.「報道」関係等
- 6.「立法」「司法」「行政」関係
- 7.「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係
- 8.「引用」「転載」関係
- 9.「美術品」「写真」「建築」関係
- 10.「コンピュータ・プログラム」関係
- 11.「放送局」「有線放送局」関係

文化庁ホームページ 著作権なるほど質問箱より転載

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/outline/8.html>

例えば、「私的使用」については、本誌前号(vol.24)「写真そっくりな絵の公表について」で取り上げたように、家庭内での利用など、私的利用の範囲内であれば著作者に無断で利用できますが、公表する場合には著作者の許諾が必要となります。

また、「引用」については、「正当な範囲内で自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる」と定められているものの、以前、引用に名を借りた著作権侵害が横行していたことがあり、部分的に写真を引用することは「著作者人格権における、同一性保持権侵害」に当たる可能性もあることから、写真の「引用」は事実上難しいと思われまます。

学校その他の教育機関における複製等

著作権法では「教育を担任する者及び授業を受ける者は、授業の過程で利用するために著作物を複製することができる」と定められていましたが、公衆送信や公の伝達については対象外であり、個別に権利者に許諾を得る必要がありました。

そのため、2018年改正著作権法では一定の補償金の支払いを条件に公衆送信が認められ、2021年からこの制度がスタートする予定となっていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業の必要性が高まり、補償金額を特例的に無償とし、1年前倒しで実現しています。

記：加藤雅昭

QUESTION

著作権フリーの 写真について

スポーツ教室を運営しています。コロナ禍の状況で何とか経営を維持するべく、新しい会員を獲得しようと思ひまして、友人が経営しているカフェの店内に案内パンフレットを置いたり、有名スポーツ選手の写真を飾りたいと考えています。インターネットのフリー素材や、SNS の写真には著作権はないと聞きましたので、載っている選手の写真を使いたいと思いますが、肖像権は大丈夫でしょうか？

JPCAからの回答

ANSWER

新型コロナウイルスによる教室運営への影響、大変なご苦労をされていらっしゃると思います。

はじめに、インターネット上に「フリー素材」として掲載されている写真についてですが、多くのケースでは、投稿者(撮影者/著作権者)は著作権を放棄しているわけではなく、無償で利用することを認めた写真です。「著作権がない」ということではありません。

SNSに投稿されている写真についても、通常は投稿者(撮影者/著作権者)に著作権があります。しかし、SNSへの投稿は、その利用規約により、運営者の一定の利用に対する許諾をしているとみなされます。これは、運営者のみならず他の利用者に対しても、全世界を対象にSNS内で自由に利用をされることを投稿した時点で認めたこととなります。

ご質問にあるようなデータをダウンロードしてパンフレットの印刷やプリントなどに利用することは、上述のSNS内での利用には当てはまらず、著作権侵害になってしまいます。

「フリー素材」とされている写真、または、著作権の保護期間が経過している写真であれば、著作権者の許諾なく利用することが可能ですが、「フリー素材」の中には、著作権者の許諾なしに無断でサイトへ掲載している写真も少なくありません。著作権者自身が、自由に利用していいとして掲載している写真であるのかどうか、利用者自身が確認することも重要です。

もう一点、考えなければならない重要なポイントとして、ご質問にもあるように「肖像権」があります。一般に「肖像権」と言われるものには、「肖像プライバシー」と「肖像パブリシティ権」がありますが、著名スポーツ選手などであれば、「パブリシティ権」にも関係してきます。これは、著作権とは別の問題として写真の利用者に責任が発生しますので、選手の所属団体などに許諾を得ることをお勧めします。

記：棚井文雄



著作権は、あなたの大切な財産。
譲渡することは、財産を失うことです。
——
写真著作権を大切に

シリーズ「下町往来 1984-1988」より 瀬尾太一 HJPI320110002402

あなたが撮影した写真は、著作権という強い権利で守られています。
しかし、公募展への応募などで、
著作権を主催者などに帰属させてしまった写真は、
その権利を失い、取り戻すことはとても難しいことです。

写真著作権を大切に

一般社団法人 **日本写真著作権協会** <https://jpca.gr.jp> 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIIビル403

[会員団体] 公益社団法人日本写真家協会／公益社団法人日本広告写真家協会／一般社団法人日本写真文化協会／日本肖像写真家協会／一般社団法人日本写真作家協会／全日本写真連盟
一般社団法人日本スポーツプレス協会／一般社団法人日本自然科学写真協会／日本風景写真協会／公益社団法人日本写真協会／一般社団法人日本スポーツ写真協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会
発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIIビル403
TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 元旦の天皇杯サッカー / 新国立競技場

コメント: 6年の歳月を経て生まれ変わった新国立競技場。令和2年元旦は、柿落としにふざわしい快晴に恵まれて高揚感に包まれていました。来る令和3年元旦は、記念すべき第100回大会決勝の舞台です。